



山陽放送報道局
放送ライブラリー
センター

「お宝」映像を発見！

放送ライブラリーセンターでは、先月岡山県立東商業高校ブラスバンド部に保存されていたU-maticテープ11本のDVD化を依頼され、現在作業を行なっています。

その中の1本、1972年に録画された30分テープの中に、当時山陽放送で放送されていた「RSKサンデープラザ」が収録されているのを発見しました。「RSKサンデープラザ」は、天満屋サテライトスタジオが開設された1971年10月にスタートした番組です。

前半にブラスバンドの演奏が録画されているため残っていたのは番組後半の9分間だけでしたが、それでも当時「遠くはなれて子守唄」でヒットを飛ばした歌手白川奈美さんが新曲を披露しているところや、スタジオに集まったエリアのゲストの皆さんが、白川さんと一緒に童謡を歌っているシーンなどが残っていました。

右の画像はその一コマで、もちろんカラーです。左のアナウンサーが誰だかお判りですか。そう、4年前定年で退職された山県章宏さんです。当時31歳でした。



見つかったお宝映像「RSKサンデープラザ」

著作権 知識

②「著作権の期限はいつまで…」

著作権とは、前回説明したように、「著作物を作り出した人の持つ権利」です。この場合の人とは法人も指します。ですから山陽放送が作った番組の著作権は山陽放送自体が持ちます。直接ディレクターが持つことは有りません。しかし、山陽放送がプロダクションなど他の人や機関に制作を依頼した場合は、それを作ったところが著作権を持つことになり、山陽放送には権利がありません。

この権利の期限は、ニュース映画に限っては1957年1月1日以降のものであれば70年と決められていますが、この年以前のものは期限が10年しかなかったためとくに切れています。つまり、1955年に起きた紫雲丸事故の映像や、第二次大戦の映像は誰にはばかることなく使うことができるというわけです。

ただし、原版の所有者と、1回だけ使うという契約の元に複製してもらった場合は、何度も使うと著作権法ではなくこの契約に違反することになります。ただ、著作権が切れた映像であっても、どこかの局が放送したものであれば、「著作隣接権」という権利によって放送されてから50年は使えません。この権利はビデオやDVDには適応されませんから、ビデオやDVDで販売されているものは使えることになります。おそろしいですね。

次回はこの「著作隣接権」について触れます。

BGM用CDを整備

番組製作現場では、現在BGMに使える音楽が不足しています。このためライブラリーセンターでは、センターの役割を拡大解釈して著作権フリーや事実上フリー扱いのCDを中心に音楽ライブラリーを作り、50MのDVCテープとして現場に配布することになりました。

このBGMは、今後増えることが予想される番組のDVD化やWeb上での使用に対応することが出来ます。

テープは、センターの機械の空きを見て順次作り、出来上がり現場に置く予定です。

紛失しても元からコピーしますのでご安心を！

ただ、現在現場で使われている普通のCDやレコード盤は、TBS系列だけでも年間数億円という多大な使用料をJASRACに支払っています。使わなければこのお金が無駄になります。放送だけに使用するというのであれば、こちらの方も存分に使ってください。